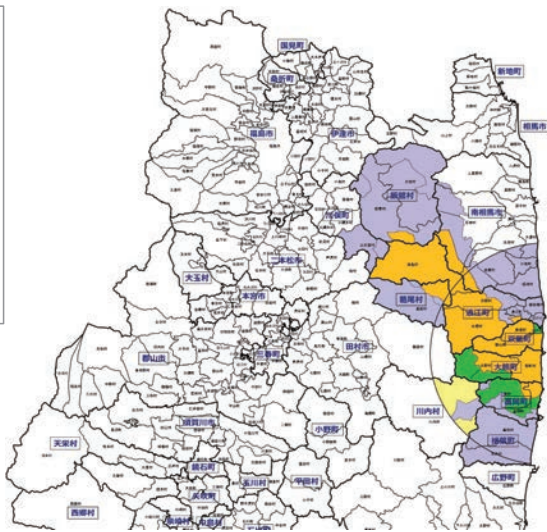


米 平成27年産稲の作付制限等の対象区域

- 作付制限**
作付・営農は不可。
- 農地保全・試験栽培(26年度で新設)**
除染後農地の保管理や市町村の管理の下で試験栽培を実施。
- 作付再開準備**
管理計画を策定し、作付再開に向けた実証栽培等を実施。
- 全量生産出荷管理**
管理計画を策定し、全てのほ場で吸収抑制対策を実施、もれなく検査(全量管理・全袋検査)し、順次出荷。



農林水産省「米の作付等に関する方針」より作成

農林水産省

8.3
米

地図上の橙色は、作付けを制限する地域、緑は除染後農地の保管理や市町村の管理の下での試験栽培を行う地域、紫色は、避難指示解除準備区域等、今後の作付再開に向け、県及び市町村が管理計画を策定し、実証栽培を実施する区域です。

薄黄色は、平成27年産から作付再開を行うため、県及び市町村が管理計画を策定してほ場ごとに吸収抑制対策を徹底した上で全量管理・全袋検査を行った地域です。平成26年産米の検査の結果、地域的な広がりをもって基準値を超える放射性セシウムが検出された地域がなかったことから、全量生産出荷管理区域は平成26年度と比べ減少しました。

本資料への収録日：平成26年3月31日

改訂日：平成28年1月18日